

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	1 保健衛生総務費																																																
事務事業名	母子保健事業																																																				
決算額(円)	財源内訳(円)																																																				
4,637,407	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																																
		219,192			4,418,215																																																
事業目的	妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健サービスを実施することで、妊婦、乳幼児の健康の保持増進を図ることや母性・父性が生まれ、乳幼児が心身ともに健やかに育つよう支援する。																																																				
事業内容及び成果	<p>各種事業を実施し、個々に合った育児指導や適切な情報を提供することにより、妊婦、乳幼児の健康の保持増進が図られた。</p> <p>(1) 乳児健康診査実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・4か月児健康診査(年7回)</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査(年7回)</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査(年7回)</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 妊婦一般健康診査実施状況・母子健康手帳交付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>受診者数・ 交付者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦一般健康診査</td> <td>延512人</td> </tr> <tr> <td>母子健康手帳</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 衛生教育実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレマクラス(年3回)</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 健康相談実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児個別健康相談</td> <td>延355人</td> </tr> <tr> <td>7・8か月児健康相談(年6回)</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>5歳児健康相談(年10回)</td> <td>46人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 家庭訪問実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦の保健指導</td> <td>延4人</td> </tr> <tr> <td>産婦の保健指導</td> <td>延39人</td> </tr> <tr> <td>新生児・未熟児の保健指導</td> <td>延26人</td> </tr> <tr> <td>乳幼児の保健指導</td> <td>延106人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 栄養改善事業実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養指導</th> <th colspan="2">健康教育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児相談</td> <td>妊産婦</td> <td>乳幼児健診等</td> <td>プレマクラス</td> </tr> <tr> <td>161人</td> <td>17人</td> <td>0人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 乳幼児健診等の健康教育は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため個別で対応。</p>					区 分	受診者数	3・4か月児健康診査(年7回)	46人	1歳6か月児健康診査(年7回)	60人	3歳児健康診査(年7回)	44人	区 分	受診者数・ 交付者数	妊婦一般健康診査	延512人	母子健康手帳	44人	区 分	参加者数	プレマクラス(年3回)	10人	区 分	人 員	乳幼児個別健康相談	延355人	7・8か月児健康相談(年6回)	39人	5歳児健康相談(年10回)	46人	区 分	人 員	妊婦の保健指導	延4人	産婦の保健指導	延39人	新生児・未熟児の保健指導	延26人	乳幼児の保健指導	延106人	栄養指導		健康教育		乳幼児相談	妊産婦	乳幼児健診等	プレマクラス	161人	17人	0人	10人
区 分	受診者数																																																				
3・4か月児健康診査(年7回)	46人																																																				
1歳6か月児健康診査(年7回)	60人																																																				
3歳児健康診査(年7回)	44人																																																				
区 分	受診者数・ 交付者数																																																				
妊婦一般健康診査	延512人																																																				
母子健康手帳	44人																																																				
区 分	参加者数																																																				
プレマクラス(年3回)	10人																																																				
区 分	人 員																																																				
乳幼児個別健康相談	延355人																																																				
7・8か月児健康相談(年6回)	39人																																																				
5歳児健康相談(年10回)	46人																																																				
区 分	人 員																																																				
妊婦の保健指導	延4人																																																				
産婦の保健指導	延39人																																																				
新生児・未熟児の保健指導	延26人																																																				
乳幼児の保健指導	延106人																																																				
栄養指導		健康教育																																																			
乳幼児相談	妊産婦	乳幼児健診等	プレマクラス																																																		
161人	17人	0人	10人																																																		

(7) 妊産婦安心出産支援事業（平成28年10月から実施）

市外の産科医療機関へ妊婦一般健康診査の受診及び出産時の通院に係る交通費を助成。

- ・交通費助成人数 41人

(8) 特定不妊治療費助成事業（平成28年7月から実施）

道の特定不妊治療費助成事業の交付を受けている者に助成。

- ・特定不妊治療人数 1人、男性不妊治療人数 0人

(9) 陣痛タクシー事業（平成30年12月から実施）

陣痛が始まった妊婦を安全に医療機関まで移送することにより、出産に関する不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、市内タクシー運営会社と陣痛タクシー事業の協定を締結して実施。

- ・登録者 6人、利用者 0人

(10) 4・5歳児歯科健診受診者数 23人

(11) フッ素塗布実施状況

種 別	人 員
フッ素塗布（年11回）	延243人

(12) 歯科衛生教育実施状況

種 別	人 員
健康教育（年3回）	延208人

(13) 歯科健診指導実施状況

区 分	
1歳6ヶ月児	3歳児
60人	44人

(14) フッ化物洗口実施状況（集団）

実施施設数	実施人数
2か所	99人

(15) 新生児聴覚検査事業（令和2年10月から実施）

受診票交付数	受診者数
46人	20人

< 事務事業評価結果 >

根拠・関係法令	母子保健法、芦別市妊婦一般健康診査実施規則		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	母子保健事業は、母子保健法により市町村が実施するよう義務付けられている。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	新たに新生児聴覚検査事業を実施するなど、事業の充実が図られた。	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
< 今後の方向性 >		総合判定	
今後も健診や健康相談を通じ、個々のケースに合わせた家族への支援を実施する。また子育て世代包括支援センター事業について、児童課との情報共有・連携をより綿密に行い、妊娠期から子育て期までの包括的な支援の充実を図る。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	1 保健衛生総務費
事務事業名	救急医療業務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
8,561,308	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
			3,000,000		5,561,308
事業目的	救急医療に関する普及啓発及び日常の救急医療体制等の確保を目的とする。				
事業内容及び成果	<p>一次救急医療体制（在宅当番医制）の確保等の必要な事務・事業を芦別市医師会に委託するとともに、二次救急医療体制確保のため、中空知5市5町による広域救急医療病院群輪番病院運営事業負担金を負担し、市民の日常の医療体制が確保された。</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	救急病院等を定める厚生省令、当番医制度、病院群輪番制度			
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	救急医療に関する普及啓発及び日常の救急医療体制等の確保は、将来にわたり安定的に維持していく必要がある。		
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—		
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
<今後の方向性>				総合判定
今後も救急医療に関する普及啓発を図るとともに、地域医療体制の確保と安定に努めていく。				<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	1 保健衛生総務費
事務事業名	食品衛生事務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
0	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
事業目的	食中毒の予防や食品衛生に対する意識の高揚を図り、自主衛生管理に努める。				
事業内容及び成果	市民及び関係機関に食中毒警報を伝達し、未然防止に努めた。 食中毒警報発令状況(滝川保健所管内一円) 発令回数 18回				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令			
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い		食中毒警報が発令された際は、食中毒の発生を防ぐため、市民、施設等への注意喚起が必要である。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した		—
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
今後も食中毒警報が発令された際は、市民・施設等への注意喚起を行っていく。			<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																																																																			
事務事業名	生活習慣病予防対策事業																																																																							
決算額(円)	財源内訳(円)																																																																							
13,087,943	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																																																			
	5,000	466,000		200,000	12,416,943																																																																			
事業目的	生活習慣病等の疾病予防や市民一人ひとりの生涯を通じた健康増進を支援し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。																																																																							
事業内容及び成果	<p>健康相談、健康教育、各種がん（胃・肺・大腸・乳・子宮頸・前立腺）検診、各種（骨粗鬆症、肝炎ウイルス）検診、健康増進法に基づく健康診査、各種健康教室、訪問指導等を実施することにより、市民の健康維持と生活の質の向上が図られた。</p> <p>(1) 保健事業健康診査骨粗鬆症検診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健診機関</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道対がん協会</td> <td>321人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保健事業健康診査B型肝炎ウイルス検診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者区分</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="2">判定結果</th> </tr> <tr> <th>陽性</th> <th>陰性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節目者(40歳)</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>節目外者(41歳以上)</td> <td>92人</td> <td>0人</td> <td>92人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 保健事業健康診査C型肝炎ウイルス検診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者区分</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="2">判定結果</th> </tr> <tr> <th>感染している可能性が高い</th> <th>感染している可能性が低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節目者(40歳)</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>節目外者(41歳以上)</td> <td>92人</td> <td>1人</td> <td>91人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 保健事業がん検診実施状況</p> <p>① 集団</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>健診機関</th> <th>受診者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>594人</td> <td>23人</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>202人</td> <td>3人</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>309人</td> <td>7人</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>787人</td> <td>9人</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>833人</td> <td>75人</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>北海道対がん協会</td> <td>282人</td> <td>15人</td> <td>5.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ア 肺がん検診受診者中65歳以上の者については、結核検診を併せて実施している。  イ 肺がん検診受診者中65歳以上の者 568人（結核検診要精検者 0人）</p>					健診機関	受診者数	北海道対がん協会	321人	対象者区分	受診者数	判定結果		陽性	陰性	節目者(40歳)	8人	0人	8人	節目外者(41歳以上)	92人	0人	92人	対象者区分	受診者数	判定結果		感染している可能性が高い	感染している可能性が低い	節目者(40歳)	8人	0人	8人	節目外者(41歳以上)	92人	1人	91人	区分	健診機関	受診者数	要精検者数	要精検率	胃がん検診	北海道対がん協会	594人	23人	3.9%	子宮頸がん検診	北海道対がん協会	202人	3人	1.5%	乳がん検診	北海道対がん協会	309人	7人	2.3%	肺がん検診	北海道対がん協会	787人	9人	1.1%	大腸がん検診	北海道対がん協会	833人	75人	9.0%	前立腺がん検診	北海道対がん協会	282人	15人	5.3%
健診機関	受診者数																																																																							
北海道対がん協会	321人																																																																							
対象者区分	受診者数	判定結果																																																																						
		陽性	陰性																																																																					
節目者(40歳)	8人	0人	8人																																																																					
節目外者(41歳以上)	92人	0人	92人																																																																					
対象者区分	受診者数	判定結果																																																																						
		感染している可能性が高い	感染している可能性が低い																																																																					
節目者(40歳)	8人	0人	8人																																																																					
節目外者(41歳以上)	92人	1人	91人																																																																					
区分	健診機関	受診者数	要精検者数	要精検率																																																																				
胃がん検診	北海道対がん協会	594人	23人	3.9%																																																																				
子宮頸がん検診	北海道対がん協会	202人	3人	1.5%																																																																				
乳がん検診	北海道対がん協会	309人	7人	2.3%																																																																				
肺がん検診	北海道対がん協会	787人	9人	1.1%																																																																				
大腸がん検診	北海道対がん協会	833人	75人	9.0%																																																																				
前立腺がん検診	北海道対がん協会	282人	15人	5.3%																																																																				



② 個別

区 分	健 診 機 関	受診者数	要精検者数	要精検率
子宮頸がん検診	市立芦別病院	13人	0人	0.0%
	神部クリニック	14人		
乳がん検診	市立芦別病院	6人	3人	8.6%
	そらちクリニック	29人		
前立腺がん検診	市内5医療機関	62人	3人	4.8%

(5) 健康教育の開催 1,356人 健康相談の実施 98人

(6) 栄養改善事業実施状況

栄養指導	健 康 教 育	
	生活習慣病予防	その他
一般成人	25人	39人
	0人	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、健康教育の生活習慣病予防は中止。

(7) 芦別市食生活改善協議会支援状況

区 分	参加者数
食生活改善推進員 研修会	延32人

(8) 生活習慣病予防のための健康運動講座実施状況

外部講師（健康運動指導士等）によるエクササイズを実施。

実施回数 18回 実参加者 40人 延参加者 216人

(9) 自殺予防ゲートキーパー養成研修会及び自殺予防ゲートキーパーフォローアップ研修会実施状況

町内や職場でのつながりを活用した、相談、支援体制の確立を目的に自殺予防対策に関する研修会の実施。

区 分	実施日（回数）	受講者（参加者）数
自殺予防ゲートキーパー養成研修会※	未実施 (0回)	
自殺予防ゲートキーパーフォローアップ研修会	未実施 (0回)	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定の事業所と調整がつかず中止。

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	健康増進法、芦別市がん検診等実施条例		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	生活習慣病予防のための健診や各種がん検診は、健康増進法等により市町村に義務付けられている。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により一部事業が中止となった。	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
未受診者への受診勧奨を継続するとともに、がん検診等の費用徴収額の無償化により受診機会を拡大し、受診率の向上を図っていく。また、若年層が将来的な検診受診行動がとれるよう、小中学校でがん教育を実施していく。		<b>継 続</b>	



款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																																			
事務事業名	感染症予防対策事業																																							
決算額(円)	財源内訳(円)																																							
30,930,509	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																			
	781,000			2,163,528	27,985,981																																			
事業目的	感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、感染症の発症及びまん延を防止するために予防接種等を行うことにより、公衆衛生の向上及び健康増進を図る。																																							
事業内容及び成果	<p>予防接種法に基づく各種定期接種及びエキノコックス症検診を実施し、市民の健康保持に寄与した。</p> <p>(1) ワクチン別予防接種実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>ワクチン種別</th> <th>接種人数(延)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">A 類</td> <td>BCG(結核)</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>ヒブ</td> <td>163人</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td>162人</td> </tr> <tr> <td>B型肝炎</td> <td>115人</td> </tr> <tr> <td>四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>麻しん・風しん混合</td> <td>96人</td> </tr> <tr> <td>水痘</td> <td>94人</td> </tr> <tr> <td>二種混合(ジフテリア・破傷風)</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>不活化ポリオ</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>337人</td> </tr> <tr> <td>ロタウイルス(1価)</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>ロタウイルス(5価)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 類</td> <td>インフルエンザ</td> <td>3,467人</td> </tr> <tr> <td>高齢者用肺炎球菌</td> <td>271人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) エキノコックス症検診実施状況 受診者数 104人</p> <p>(3) 予防接種費用の償還払事業(平成28年10月から実施) 本市が実施している定期予防接種をやむを得ない事情により、市内の医療機関で接種することができず、他の市町村や市外の医療機関で接種した場合の費用を助成する。 助成者数 1人</p> <p>(4) 風しんの追加的対策(令和元年度から令和3年度までの時限事業) 公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性が対象。 抗体検査受診者数 205人 予防接種者数 46人</p>					分類	ワクチン種別	接種人数(延)	A 類	BCG(結核)	39人	ヒブ	163人	小児用肺炎球菌	162人	B型肝炎	115人	四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	160人	麻しん・風しん混合	96人	水痘	94人	二種混合(ジフテリア・破傷風)	60人	不活化ポリオ	0人	日本脳炎	337人	ロタウイルス(1価)	39人	ロタウイルス(5価)	0人	子宮頸がん予防	0人	B 類	インフルエンザ	3,467人	高齢者用肺炎球菌	271人
分類	ワクチン種別	接種人数(延)																																						
A 類	BCG(結核)	39人																																						
	ヒブ	163人																																						
	小児用肺炎球菌	162人																																						
	B型肝炎	115人																																						
	四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	160人																																						
	麻しん・風しん混合	96人																																						
	水痘	94人																																						
	二種混合(ジフテリア・破傷風)	60人																																						
	不活化ポリオ	0人																																						
	日本脳炎	337人																																						
	ロタウイルス(1価)	39人																																						
	ロタウイルス(5価)	0人																																						
	子宮頸がん予防	0人																																						
B 類	インフルエンザ	3,467人																																						
	高齢者用肺炎球菌	271人																																						

次頁へ続く

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	予防接種法、北海道エキノコックス症対策実施要領		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	予防接種法に基づく定期接種は、市町村が実施することが義務付けられている。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
今後も予防接種法A類疾病の未接種者に対しては、個別に接種を促していく。また、令和3年度より18歳以下及び妊婦が行う任意のインフルエンザ予防接種に対する費用の一部助成を実施し、健康の保持増進を図る。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費																		
事務事業名	食育推進業務																						
決算額(円)	財源内訳(円)																						
0	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																		
					0																		
事業目的	関係団体と連携し、食育を推進することにより、健全な食生活や食習慣を通して豊かな人間性を育む。																						
事業内容及び成果	<p>平成30年3月に策定した第3次芦別市食育推進計画に基づき、家庭を中心に保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政等がお互いに連携し、食育に関する取組を展開した。</p> <p>(1) 食育推進会議の実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>委員定数</td> <td>開催回数</td> <td>出席延人員</td> </tr> <tr> <td>11人</td> <td>1回</td> <td>11人</td> </tr> </table> <p>※ 会議は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため書面会議。</p> <p>(2) 食育体験会の実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>実施回数</td> <td>参加者</td> </tr> <tr> <td>親子おさかな料理教室</td> <td>未実施</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※ 料理教室は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止。</p> <p>(3) 食育展示の実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>実施回数</td> <td>場所</td> </tr> <tr> <td>食育展示</td> <td>1回</td> <td>図書館</td> </tr> </table>					委員定数	開催回数	出席延人員	11人	1回	11人	区分	実施回数	参加者	親子おさかな料理教室	未実施	—	区分	実施回数	場所	食育展示	1回	図書館
委員定数	開催回数	出席延人員																					
11人	1回	11人																					
区分	実施回数	参加者																					
親子おさかな料理教室	未実施	—																					
区分	実施回数	場所																					
食育展示	1回	図書館																					

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	食育基本法	
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	食育基本法第10条に基づき、市町村が区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により一部事業が中止となった。
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<今後の方向性>		総合判定
今後も地域や関係団体と連携しながら、家庭において実践的な食育が実施できるよう、取組を進めていく。		<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費
事務事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
6,724,317	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
	6,724,317				
事業目的	日本経済や国民の生命及び健康等に多大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症について、予防接種法に定める臨時の予防接種を行うことにより、重症化予防及び集団免疫の獲得を図る。				
事業内容及び成果	令和3年5月から市内医療機関で開始する個別接種及び令和3年6月から芦別市総合福祉センター（ふれあいホール）で開始する集団接種の運営体制を確保するため、医療機関との調整、集団接種会場の準備及び新型コロナウイルスワクチンクーポン券の印刷等を行った。				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	予防接種法		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	法定受託事務等	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
法令に基づき、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を適正に実施していく。		<b>継続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費												
事務事業名	斎場運営管理業務																
決算額(円)	財源内訳(円)																
26,640,326	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源												
				4,875,000	21,765,326												
事業目的	斎場の適正な維持管理により、円滑な火葬業務に資する。																
事業内容及び成果	<p>火葬炉の定期点検、修繕等の適正な維持管理及び管理業務委託業者による適正な運営管理事務の実施により、円滑に火葬業務が遂行された。</p> <p>(1) 維持管理</p> <p>① 火葬炉部品取替修繕(1号炉) 2,585,000円</p> <p>② 誘引排風機(2号炉)の更新 2,585,000円</p> <p>(2) 斎場使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>子ども</th> <th>身元不明</th> <th>死胎</th> <th>汚物等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>286件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>					区分	大人	子ども	身元不明	死胎	汚物等	件数	286件	0件	0件	0件	0件
区分	大人	子ども	身元不明	死胎	汚物等												
件数	286件	0件	0件	0件	0件												

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	墓地、埋葬等に関する法律、芦別市火葬場条例		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	芦別市斎場の維持管理を行うことにより、円滑な火葬業務を図っていく。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	行政改革推進委員会から、高齢者の利便性を確保するためにも、多少経費をかけてでも存続すべき施設であるとの提言を受けている。	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
火葬炉周辺機器について計画的に更新するなど、上記の提言も踏まえながら、今後も適正に施設の維持管理を行っていく。		<b>継 続</b>	



款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費										
事務事業名	墓地運営管理業務														
決算額(円)	財源内訳(円)														
3,907,554	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源										
				1,328,990	2,578,564										
事業目的	墓地の適正な維持管理を行うほか、計画的な修繕を行うなど、市民の需要に応える。														
事業内容及び成果	<p>墓地の修繕、清掃及び草刈等を実施することにより、適正な衛生維持管理が図られた。</p> <p>墓地の修繕 一式 1,639,000円</p> <p>(内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>① 野花南墓地排水補修</td> <td>253,000円</td> </tr> <tr> <td>② 芦別墓地側溝修繕</td> <td>253,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 桜ヶ丘霊園土留壁修繕</td> <td>638,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 桜ヶ丘霊園排水補修</td> <td>385,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 桜ヶ丘霊園規制墓地基礎設置修繕(1箇所)</td> <td>110,000円</td> </tr> </table>					① 野花南墓地排水補修	253,000円	② 芦別墓地側溝修繕	253,000円	③ 桜ヶ丘霊園土留壁修繕	638,000円	④ 桜ヶ丘霊園排水補修	385,000円	⑤ 桜ヶ丘霊園規制墓地基礎設置修繕(1箇所)	110,000円
① 野花南墓地排水補修	253,000円														
② 芦別墓地側溝修繕	253,000円														
③ 桜ヶ丘霊園土留壁修繕	638,000円														
④ 桜ヶ丘霊園排水補修	385,000円														
⑤ 桜ヶ丘霊園規制墓地基礎設置修繕(1箇所)	110,000円														

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	墓地、埋葬等に関する法律、芦別市墓地条例		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	地域墓地及び霊園の適正な維持管理を行うことにより、市内・市外の墓地使用者の需要に応じていく。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	市営合葬墓の建立に関する要望を受けている。	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
今後も地域墓地及び霊園の適正な維持管理を行っていく。また上記要望を踏まえ、市営合葬墓の建立についても検討をしていく。			<b>継続</b>



款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費	
事務事業名	公衆浴場確保事業					
決算額(円)	財源内訳(円)					
6,494,000	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源	
			6,400,000		94,000	
事業目的	保健衛生上確保すべき公衆浴場に必要の助成を行い、その経営安定と廃業防止を図る。					
事業内容及び成果	芦別公衆浴場業環境衛生同業組合に対し補助金を交付することにより、経営安定と廃業防止が図られた。 補助金交付額 6,417,000円 (内訳)					
芦別公衆浴場業環境衛生同業組合	経営補助	廃業防止対策	水道基本料金補助	燃料購入費補助	営業設備整備補助	合計
溪水湯	690,000円	600,000円	123,300円	884,900円	0円	2,298,200円
西芦別共同浴場	690,000円	600,000円	123,300円	703,800円	35,200円	2,152,300円
頼城共同浴場	690,000円	600,000円	123,300円	553,200円	0円	1,966,500円

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、芦別市公衆浴場確保対策補助金交付条例				
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	地域住民の保健衛生上確保すべき公衆浴場に必要の助成を行い、経営安定と廃業防止を図っていく。			
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—			
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—			
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
<今後の方向性>					総合判定
今後も公衆浴場の経営安定化が図られるよう、補助金の交付を継続し廃業防止に努めていく。					<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	3 環境衛生費												
事務事業名	環境衛生向上業務																
決算額(円)	財源内訳(円)																
4,170,148	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源												
				336,550	3,833,598												
事業目的	動物の死骸の回収、地域墓地の草刈等環境美化の推進等により、快適で衛生的な生活環境を確保するほか、犬の飼養者に対しては、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等の啓発活動を実施し、適正な飼養を促す。																
事業内容及び成果	<p>環境衛生業務委託業者による動物の死骸の回収、地域墓地の草刈により、快適で衛生的な生活環境の確保が図られた。</p> <p>また、犬の飼養者に対し、畜犬登録及び狂犬病予防注射を行う等により、適正な飼養を促した。</p> <p>(1) 動物の死骸の回収 46件</p> <p>(2) 犬の飼養者に対する畜犬登録及び狂犬病予防注射の接種等の周知徹底、並びに市集合注射の実施</p> <p>(3) 野犬掃とう及び畜犬登録状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>頭数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野犬掃とう</td> <td>0頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜犬登録</td> <td>533頭</td> <td>前年度末登録頭数569頭 増40頭(登録35・転入5) 減76頭(転出4・死亡70・その他2)</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射接種件数</td> <td>421件</td> <td>うち市集合注射分121件</td> </tr> </tbody> </table>					区分	頭数	備考	野犬掃とう	0頭		畜犬登録	533頭	前年度末登録頭数569頭 増40頭(登録35・転入5) 減76頭(転出4・死亡70・その他2)	狂犬病予防注射接種件数	421件	うち市集合注射分121件
区分	頭数	備考															
野犬掃とう	0頭																
畜犬登録	533頭	前年度末登録頭数569頭 増40頭(登録35・転入5) 減76頭(転出4・死亡70・その他2)															
狂犬病予防注射接種件数	421件	うち市集合注射分121件															

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	芦別市畜犬取締及び野犬掃とう条例	
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	動物死骸回収、有害ごみの回収、地域墓地の草刈等の環境美化の推進により、快適で衛生的な生活環境の確保を図っていく。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<今後の方向性>		総合判定
今後も「環境衛生だより」等による広報活動により、地域の生活環境の向上を図っていく。		<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	4 諸費
事務事業名	他会計繰出等事務				
決算額(円)	財源内訳(円)				
637,111,592	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				279,856	636,831,736
事業目的	各会計の安定的な運営のため繰出金を拠出する。				
事業内容及び成果	<p>下記各会計へ繰出金を拠出した。</p> <p>(1) 市立芦別病院事業会計 511,707,000円</p> <p>(2) 水道事業会計 125,404,592円</p> <p>(水道事業会計は、旧西芦別地区簡易水道事業特別会計分 124,321,740円を含む。)</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	地方公営企業繰出基準		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	各事業会計の安定的な運営のため、一般会計から繰出金を支出する必要がある。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	病院会計に対する繰出金のうち経営支援に係る赤字補てんの補助金(基準外繰出金)について、資金ショートを回避するため、令和4年度まで100,000千円の緊急財政支援を行っている。
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
今後も各事業会計の安定的な運営のため、繰出金を拠出していく。		<b>継続</b>	

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	4 諸費
事務事業名	身寄りのない者の埋葬及び火葬業務				
決算額(円)	財 源 内 訳 (円)				
215,200	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
					215,200
事業目的	身寄りのない者の埋葬及び火葬を円滑に行う。				
事業内容及び成果	<p>墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、遺体の埋葬及び火葬を行う者がいない遺体（行旅死亡人を除く）について、葬儀及び火葬を執り行った。</p> <p>・葬儀及び火葬件数 1件</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	墓地、埋葬等に関する法律				
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいない遺体について、市長が葬儀及び火葬を執り行っていく。			
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—			
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—			
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
<今後の方向性>					総合判定
今後も必要に応じて適切に対応していく。					<b>継 続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費																																																												
事務事業名	ごみ収集事業																																																																
決算額(円)	財源内訳(円)																																																																
86,067,108	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																																																												
				11,080,364	74,986,744																																																												
事業目的	円滑にごみ収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。																																																																
事業内容及び成果	<p>ごみ収集車の適正な補修、更新及びごみ収集業務委託業者による適正な収集業務の実施により、清潔な生活環境の確保が図られた。</p> <p>ごみ収集状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集世帯数</td> <td>7,178世帯</td> </tr> <tr> <td>収集人口</td> <td>12,603人</td> </tr> <tr> <td>一般ごみ</td> <td>3,099 t</td> </tr> <tr> <td>生ごみ</td> <td>708 t</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>638.9 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空き缶(スチール缶)</td> <td>15.2 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空き缶(アルミ缶)</td> <td>23.3 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ペットボトル</td> <td>54.2 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラスびん(無色)</td> <td>42.7 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラスびん(茶色)</td> <td>57.9 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラスびん(その他の色)</td> <td>19.3 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙パック</td> <td>4.1 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>151.4 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙製容器包装</td> <td>36.4 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>段ボール</td> <td>88.4 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新聞</td> <td>105.0 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑誌</td> <td>34.3 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発泡スチロール</td> <td>1.8 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>古着</td> <td>1.4 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型家電</td> <td>3.5 t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ごみ収集量計</td> <td>4,445.9 t</td> </tr> </tbody> </table>					区分	内容	収集世帯数	7,178世帯	収集人口	12,603人	一般ごみ	3,099 t	生ごみ	708 t	資源ごみ	638.9 t		空き缶(スチール缶)	15.2 t		空き缶(アルミ缶)	23.3 t		ペットボトル	54.2 t		ガラスびん(無色)	42.7 t		ガラスびん(茶色)	57.9 t		ガラスびん(その他の色)	19.3 t		紙パック	4.1 t		プラスチック製容器包装	151.4 t		紙製容器包装	36.4 t		段ボール	88.4 t		新聞	105.0 t		雑誌	34.3 t		発泡スチロール	1.8 t		古着	1.4 t		小型家電	3.5 t		ごみ収集量計	4,445.9 t
区分	内容																																																																
収集世帯数	7,178世帯																																																																
収集人口	12,603人																																																																
一般ごみ	3,099 t																																																																
生ごみ	708 t																																																																
資源ごみ	638.9 t																																																																
	空き缶(スチール缶)	15.2 t																																																															
	空き缶(アルミ缶)	23.3 t																																																															
	ペットボトル	54.2 t																																																															
	ガラスびん(無色)	42.7 t																																																															
	ガラスびん(茶色)	57.9 t																																																															
	ガラスびん(その他の色)	19.3 t																																																															
	紙パック	4.1 t																																																															
	プラスチック製容器包装	151.4 t																																																															
	紙製容器包装	36.4 t																																																															
	段ボール	88.4 t																																																															
	新聞	105.0 t																																																															
	雑誌	34.3 t																																																															
	発泡スチロール	1.8 t																																																															
	古着	1.4 t																																																															
	小型家電	3.5 t																																																															
	ごみ収集量計	4,445.9 t																																																															

次頁へ続く

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、芦別市廃棄物の減量及び処理に関する条例		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	市内全域を2地区に分け収集計画に基づき円滑に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図っていく。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
今後も収集の支障とならぬようごみ収集車の計画的な更新と適正な維持管理に努めていく。また、衛生管理上問題のあるごみステーション管理者に対しては、引き続き注意喚起を行っていく。		<b>継 続</b>	



款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費						
事務事業名	ごみ減量化推進事業										
決算額(円)	財源内訳(円)										
45,320	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源						
					45,320						
事業目的	一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進を図る。										
事業内容及び成果	<p>一般廃棄物の減量化の推進、適正な処理、資源化及び再使用の促進その他必要な事項に関する調査審議を行った。</p> <p>廃棄物減量等推進会議の状況（委嘱委員数13人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催回</th> <th>参加委員数</th> <th>会議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>11人</td> <td>活動報告</td> </tr> </tbody> </table>					開催回	参加委員数	会議内容	第1回	11人	活動報告
開催回	参加委員数	会議内容									
第1回	11人	活動報告									

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	芦別市廃棄物の減量及び処理に関する条例			
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	一般廃棄物の減量化の推進、適正処理、資源化及び再使用の促進を図っていく。		
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—		
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
<今後の方向性>				総合判定
今後も一般廃棄物の減量化の推進、適正処理、資源化及び再使用の促進を図っていく。				<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費																				
事務事業名	ごみ処理センター運営管理業務																								
決算額(円)	財源内訳(円)																								
32,652,682	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源																				
				16,326,341	16,326,341																				
事業目的	ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑に一般廃棄物（一般ごみ、粗大ごみ）を埋め立て処分する。																								
事業内容及び成果	<p>施設の適正な運営管理と設備の適正な維持管理により、円滑に一般廃棄物の埋立処分業務が遂行された。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理状況      ごみ処理センター搬入量    3,099 t</p> <p>(2) 動物焼却炉利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10kg未満</th> <th>10kg以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>33件</td> <td>12件</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>56件</td> <td>0件</td> <td>56件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>92件</td> <td>12件</td> <td>104件</td> </tr> </tbody> </table>					区分	10kg未満	10kg以上	合計	犬	33件	12件	45件	猫	56件	0件	56件	その他	3件	0件	3件	合計	92件	12件	104件
区分	10kg未満	10kg以上	合計																						
犬	33件	12件	45件																						
猫	56件	0件	56件																						
その他	3件	0件	3件																						
合計	92件	12件	104件																						

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、芦別市廃棄物の減量及び処理に関する条例		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	ごみ処理センターの適正な維持管理により、円滑な一般廃棄物の埋め立て処分を行っていく。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
今後も施設の適正な維持管理に努めていく。			<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費
事務事業名	ごみ処理事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
54,389,773	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				16,907,249	37,482,524
事業目的	ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理を行い、円滑なごみ処理事業に資する。				
事業内容及び成果	<p>適正な指定専用袋の作成・配送・保管、コンポスト及びごみステーションに対する設置補助、3市2町による生ごみの広域共同処理の継続により、円滑にごみ処理事業が遂行された。</p> <p>(1) 生ごみ処理状況 リサイクル搬入量 708t</p> <p>(2) コンポスト購入補助金 16個 43,500円</p> <p>(3) 電動生ごみ処理機購入補助金 2個 34,400円</p> <p>(4) ごみステーション購入補助金 大1個 小32個 820,600円</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、芦別市廃棄物の減量及び処理に関する条例		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	ごみを適正に処理するため、指定専用袋の作成・配送・保管、ごみステーションの設置補助、生ごみの広域共同処理など、円滑なごみ処理事業を行っていく。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
今後もコンポスト購入補助金制度をはじめ、ごみ減量化及び資源化について広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。		<b>継 続</b>	

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	1 ごみ処理費
事務事業名	資源ごみリサイクル推進事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
25,991,129	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				13,640,646	12,350,483
事業目的	資源ごみ保管施設の適正な維持管理を行い、資源ごみをリサイクルし、ごみの減量化を図る。				
事業内容及び成果	<p>施設・設備の修繕等の適正な維持管理及び管理業務委託業者による適正な運営管理事務の実施により、資源の有効活用、ごみの減量化が図られた。</p> <p>(1) 資源ごみ処理状況 資源ごみ保管施設搬入量 638.9t</p> <p>(2) PET圧縮梱包機更新 7,425,000円</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、芦別市廃棄物の減量及び処理に関する条例				
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	資源ごみ保管施設の維持管理を行い、ごみの減量化を図るため、資源ごみの有効活用を推進していく。			
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—			
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—			
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
<今後の方向性>					総合判定
今後もさらなる埋立ごみの減量化を図るため、新たなリサイクル資源を検討するとともに、施設の適正管理、機器の計画的な更新を行っていく。					<b>継続</b>

款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	2 し尿処理費
事務事業名	し尿収集事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
40,000,368	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
				14,593,347	25,407,021
事業目的	し尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図る。				
事業内容及び成果	し尿収集車の適正な管理及びし尿収集業務委託業者による適正な収集業務実施により、清潔な生活環境が確保された。				
	し尿収集状況				
	区分	内容			
	収集世帯数	863世帯			
	収集人口	2,428人			
	年間収集量	2,366kℓ			

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石狩川流域下水道組合格約				
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	市内全域をし尿収集計画に基づき適正に収集することにより、清潔な生活環境を確保し、環境衛生の向上を図っていく。			
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—			
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—			
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	コスト縮減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		
<今後の方向性>					総合判定
今後もし尿収集車の適正な管理に努めながら、収集事業を実施していく。					<b>継 続</b>



款	4 衛生費	項	2 清掃費	目	2 し尿処理費
事務事業名	し尿処理事業				
決算額(円)	財源内訳(円)				
18,642,859	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
			7,900,000	4,309,953	6,432,906
事業目的	し尿を適正に処理することにより、清潔な生活環境の確保及び環境衛生の向上を図る。				
事業内容及び成果	<p>市内で収集したし尿を全て奈井江浄化センターに搬入し、適正に処理した。</p> <p>(1) し尿処理状況</p> <p>    奈井江浄化センター                搬入量                2,366kℓ</p> <p>(2) 旧浄化センター取水施設除却工事                8,800,000円</p>				

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石狩川流域下水道組合格約		
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低い	市内全域から収集したし尿を石狩川流域下水道組合による共同処理事業に参加し、清潔な生活環境を確保することにより環境衛生の向上を図っていく。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input type="checkbox"/> 向上した <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した	—	
3. 要望 (市民・団体・議会からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>		総合判定	
今後も広域での共同処理事業を円滑に進めていく。		<b>継続</b>	